

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1 改正の趣旨・目的

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び同法施行規則（昭和56年法務省令第54号）に定める特定技能所属機関による定期届出に関し、届出頻度、届出書の参考様式及び提出書類の合理化・適正化等の観点から、特定技能所属機関の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直しについて検討を行い、必要な措置を講ずる」とされたことなどを踏まえ、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正を行い、所要の措置を講ずるもの。

2 改正の概要

（1）定期届出

ア 特定技能所属機関又は登録支援機関（適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けたものに限る。以下同じ。）による届出の頻度を四半期に1度から年に1度に変更する。

イ 定期届出の届出事項を見直し、一部を随時届出の届出事項に変更する。

ウ 登録支援機関による支援業務の実施状況等の届出は、1号特定技能外国人支援計画を作成した特定技能所属機関を経由して行うものとする。

（2）随時届出・報告

特定技能所属機関にあつては、次のア、イ又はウ（登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合にあつては、ア又はイ）のいずれかに該当するときは、14日以内に、その旨を地方出入国在留管理局に届け出、登録支援機関にあつては、次のウ又はエのいずれかに該当するときは、14日以内に、その旨を地方出入国在留管理局に報告する。

ア 特定技能外国人を受け入れることが困難となったとき

イ 特定技能所属機関に基準不適合となる事由が生じたとき

ウ 適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の実施が困難となったとき

エ 特定技能所属機関に基準不適合となる事由が生じたことを知ったとき

3 今後の予定

公布日：令和7年3月頃

施行日：令和7年4月1日